

久留米市肝炎ウイルス検査業務委託契約書

久留米市（以下「甲」という。）と社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、肝炎ウイルス検査事業（以下「検査事業」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

この場合、乙は甲に対して検査事業に協力する旨を承諾した乙の会員たる医師（以下「丙」という。）の代表者として、契約を締結するものとする。

（総則）

第1条 甲は、検査事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（検査方法）

第2条 肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）は、丙が開設又は管理する診療所若しくは病院で行うものとし、検査の項目は、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。また、検査の内容等詳細については、甲が別に定める「肝炎ウイルス検査業務委託仕様書」によるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、平成22年4月1日から平成22年6月30日までとする。ただし、甲の当該会計年度予算議決後は、当該期間の期限は平成23年3月31日までとする。

（自己負担）

第4条 受検者の自己負担額は無料とする。

（委託料）

第5条 検査委託料は、一件当たり4,210円とする。

2 前項の委託料は、消費税及び地方消費税200円を含むものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙に対し、契約保証金の納付を免除する。

（委託料の請求）

第6条 乙は、丙から提出された甲の指定する業務報告書を審査のうえ実施月ごとに取りまとめ、その翌月15日までに甲に請求する。

（委託料の支払）

第7条 甲は、乙から前条の規定による請求を受理したときは、その内容を審査し、請求があった日から30日以内に丙に対し委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 7条ただし書により、甲が承認した再委託先に対しては、乙は、前項に規定する秘密 保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(収集の制限)

第10条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第12条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第15条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第16条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第17条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第18条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙の責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、
甲乙協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

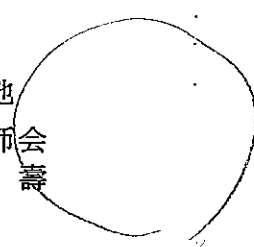
2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長 檜原利則

乙 小郡市上岩田1246番地
社団法人 小郡三井医師会
会 長 蒲池 壽



肝炎ウイルス検査業務委託仕様書

- 1 件 名 肝炎ウイルス検査業務委託
- 2 契約期間 平成22年4月1日から平成22年6月30日まで
(ただし当該会計年度予算議決後は当該期限を平成23年
3月31日までとする。)

- 3 業務内容 B型・C型肝炎ウイルス検査

4 対象者

この事業の対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 久留米市に住所を有する20歳以上の希望者
- (2) 過去にB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を受けていない者

※医療保険各法その他の法令に基づく事業(老人保健事業等)において肝炎ウイルス検査を受けた者、及び現在又は過去に当該肝炎との診断で医療を受けている(受けていた)者は除く。

- 5 検査費用 受検者の費用負担は無料とする。

6 肝炎ウイルス検査の実施方法

検査項目及び実施方法は「特定感染症検査等事業」(平成19年12月17日付健感発第1217002号/健疾発第1217001号厚生労働省健康局結核感染症課長・疾病対策課長通知)に基づき以下のとおり実施する。

(1) 検査項目

検査項目はC型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

① 問診

検査希望者は医療機関において、検査申込票(別紙1)の本人記入欄を記載する。問診においては、記載内容を確認し、事業対象者に該当するかを聴取する。検査希望者が過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けたことがあるか否か、治療しているか(治療していたか)を聴取すること。もし、既に検査を受けているか、治療をしている(していた)場合は、本事業の対象には該当しない旨を説明する。また、肝炎ウイルス検査についての説明を行い、肝炎検査の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。

② C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

③ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

7 肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙2）

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定し、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

※なお、何れの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(3) 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、精密医療機関への受診を勧奨すること。

その際は、久留米市肝炎ウイルス検査紹介状（別紙3）を記載し、検査申込票②「医療機関控」のコピーと久留米市肝炎ウイルス検査精密検査結果報告書（別紙4）を受診者へ渡すこと。

また、精密医療機関へ受診をしていない者が確認された場合は、一次医療機関から再度、受診を勧奨すること。

(4) 結果の通知

①結果説明

医療機関の医師は、検査申込票の医師記入欄に各検査の結果と判定を記載する。検査の結果については、受検者に速やかに報告すること。

結果説明の際に検査申込票③「受診者用」を交付すること。

②検査申込票

肝炎ウイルス検査申込票（3部複写①久留米市用②医療機関控③受診者用）は医療機関で1部を保管し、1部は受診者へ渡し、1部は医師会を經由して市へ提出すること。

精密検査実施医療機関から返送された精密検査結果報告書（①一次医療機関へ②久留米市用）は、一次医療機関で①を保管し、②は医師会を通して久留米市へ提出すること。

8 委託料の支払

毎月の委託料は、翌月の15日までに久留米市に請求すること。久留米市は、請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払う。

9 その他

(1) 個人情報及びプライバシーの保護

この事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護については、久留米市個人情報保護条例第25条及び同条例施行規則第13条に基づき、最大限の配慮をすること。